

An instinct for growth[™]

そこが知りたい!

国際税務ニュースレター

今回のテーマ: クロスボーダー型現物出資の適格性をめぐる地裁判決

大手製薬会社の塩野義製薬(以下「S社」)が、100%子会社である英国子会社に対して行ったクロスボーダー型現物出資の適格性を巡り争われた訴訟について、東京地方裁判所は2020年3月11日、S社の主張を全面的に認める判決を下しました!。

(1) 争点

本件は、英国完全子会社に対して行われたクロスボーダー型現物出資であり、適格現物出資とするためには、金銭等不交付要件や株式継続保有要件に加えて、現物出資資産が「国内にある事業所に属する資産または負債」に該当しないことの要件が求められます。その判断を巡り、本件は、現物出資資産が、ケイマンにおける特例有限責任パートナーシップ法に基づき設立された特例有限責任パートナーシップ CILPパートナーシップ持分(以下「CILP持分」)であることから、現物出資資産の捉え方、および、その現物出資資産が「国内にある事業所に属する資産」に該当するか否かが主な争点となりました。

(2) 国内にある事業所に属する資産の該当性について

国内にある事業所に属するか否かは、原則として、当該資産が国内または国外の事業所のいずれの事業所の帳簿に記載されているかにより判定されますが、実質的に国内にある事業所において経常的な管理が行われていた場合には、国内にある事業所に属する資産と判定される旨を、法人税基本通達1-4-12は定めています。判決においても、この判断基準に基づき、まず資産の経常的な管理がどの事業所において行われていたかを、当該資産の記帳が行われていた場所を重要な考慮要素として検討が行われました。

(3) 現物出資資産の捉え方

現物出資資産について、S社は、CILPが所有する事業用財産と主張する一方で、国は、CLIP持分であると主張しました。判決は現物出資の対象資産を国の主張と同様に、CILP持分と解するのが相当としましたが、その内実については、CLIPはパートナーシップであるため、その事業用財産の共有持分(主に、①現金、②知的財産のライセンス、③治験データ等の無形資産、④米国デラウェアLLCへの出資持分)および、パートナーとしての契約上の地位で構成されるとし、共有持分株式の移転とは根本的に異なる点を明らかにしました。

(4) 現物出資対象資産の経常的な管理が行われていた場所

判決は、現物出資対象資産である CLIP 持分を構成する事業用財産の共有持分およびパートナーとしての契約上の地位を、不可分に結合された 1 個の資産と捉え、その資産を構成する主要な事業用財産の経常的な管理が行われていた事務所で判断するのが相当としました。その主要な資産について、下表のような事実認定を行い、国内にある事業所でない事業所において経常的な管理が行われていたということができるから、「国内にある事業所に属する資産」には該当しないと判断し、本件現物出資は適格現物出資に該当するという結論を下しました。

 現金 	米国開設の CILP 名義口座に入金
② 知的財産のライセンス	CILP の連結財務諸表に記録
③ 治験データ等の無形資産	米国製薬会社のデータベースに保管

¹平成 26 年 9 月 12 日大阪国税局が更正処分を下した際の記事については、こちらをご参照ください。 https://www.grantthornton.jp/globalassets/pdf/newsletter/international/international_201508.pdf



④ CILP事業に係る経理・税務申告業務

米国製薬会社の有する米国事業所において記帳

<u>お見逃しなく!</u>

本件は、当該現物出資の税制適格要件の充足性について税務当局へ事前紹介を行い、口頭で適格現物出資に該当するとの回答を行っていたにもかかわらず更正処分がなされた事件です。当該処分が、信義則(民法1②)に反するか否かも争点とされましたが、本判決では、この判断は行われていません。国は東京高等裁判所へ控訴していることから今後の行方も注目されます。